

手数料に関して

●手数料

- ・求職者から徴収する手数料等はなし。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記（消費税を除く）のとおり。

期間の定めがない雇用契約

- ・・・新規採用者の内定書や労働条件通知書等に記載されている
理論年収額の30%

期間の定めがある雇用契約

- ・・・新規採用者の内定書や労働条件通知書等に記載されている
理論年収額の30%

※理論年収額とは月額固定給（基本給＋諸手当）×12 か月＋賞与算定基準額×前年度実績
賞与支給月額により算定する。なお、通勤手当は除く。

※ただし、理論年収額の30%が300,000円を下回る場合には、最低紹介手数料として300,000円を請求する。

※消費税は別途請求

●手数料返金制度

本件人材が入社後、自己都合により退職した場合、又は当人の責により解雇された場合は、退職日の翌月末に既に支払われた報酬のうち次の通りの金員を返還する。

- | | |
|---------------------|-----|
| ・入社日から30日以内に退職 | 50% |
| ・入社日から30日超、60日以内の退職 | 30% |
| ・入社日から60日超の退職 | 0% |

※但し、本件人材が甲を退職した理由が、甲の本件人材に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることまたは甲の法令違反行為に起因する場合はこの限りではないものとする。

2024年4月1日